

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、君津市議会の議決により指定された市長の専決事項に基づいて、市が和解の当事者であるものについて専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

事故の概要	令和3年1月28日、午後1時22分頃、君津市三直372番1地先で発生した交通事故。 本市所有の普通乗用車が交差点を直進しようとしたところ、相手方所有の小型貨物車に接触され、損害を与えられたもの。
和解の相手方	個人（袖ヶ浦市在住）
和解の条件	相手方は、本件事故に関する損害賠償金として、君津市に対し、62,238円を支払う。 君津市は、このほかの請求権を放棄する。
専決年月日	令和3年3月31日

令和3年5月7日提出

君津市長 石井宏子